

猪監第60号
令和3年8月23日

猪名川町長 岡本信司様

猪名川町監査委員 古賀三津男

令和2年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び資金不足比率に係る
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項
の規定に基づき、審査に付された令和2年度の決算に基づく健全化判断比率及び資
金不足比率について審査した結果、別紙のとおり意見書を提出します。

令和2年度

猪名川町健全化判断比率等審査意見書

猪名川町監査委員

令和2年度猪名川町健全化判断比率等審査意見書

1 審査の対象

健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）及び資金不足比率について、令和2年度決算により審査を実施した。

2 審査の期間

令和3年8月19日（木）

3 審査の概要

この審査は、町長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率について、その算定の基礎となった事項を記載した書類が適正に調製されているかを照合・確認し、あわせて関係課から説明を聴取して実施した。

4 審査の結果

（1）健全化判断比率

審査に付された4つの各指標について、その算定の基礎となった事項が記載された書類は、いずれも適正に調製されているものと認められた。

また、これらの健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準には該当せず、健全な範囲内である。

健全化判断比率 (単位：%)

区分	令和元年度	令和2年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	14.08	20.0
連結実質赤字比率	—	—	19.08	30.0
実質公債費比率	2.9	2.9	25.0	35.0
将来負担比率	—	—	350.0	基準設定なし

○実質赤字比率・連結実質赤字比率の表示は、それぞれ赤字が生じていないため、「—」で記載している。

○将来負担比率の表示は、実質的な将来の負担額が生じていない（充当可能財源が大きい）ため、「—」で記載している。

① 実質赤字比率について

令和2年度決算は、実質収支が黒字となっている（赤字額がない）ことから、実質赤字比率はない。

② 連結実質赤字比率について

令和2年度決算は、連結実質収支が黒字となっている（各会計を考慮した赤字額がない）ことから、連結実質赤字比率はない。

③ 実質公債費比率について

令和2年度決算は、実質公債費比率が2.9パーセントとなっていることから、早期健全化基準の25.0パーセントを22.1ポイント下回っている。

なお、地方債の元利償還金の減少に伴い単年度で減少し、3ヵ年平均では増減なしとなっている。

④ 将来負担比率について

令和2年度決算は、将来負担すべき負債額が負の数となっている（充当可能財源が大きい）ことから、将来負担比率はない。

(2) 資金不足比率

審査に付された資金不足比率について、その算定の基礎となった事項が記載された書類は、いずれも適正に調製されているものと認められた。

また、令和2年度決算は、いずれの会計も資金不足は生じていないことから、資金不足比率はない。

資金不足比率 (単位：%)				
区 分	令和元年度	令和2年度	経営健全化基準	備 考
水道事業会計	—	—	20.0	
下水道事業会計	—	—	20.0	

○本表の表示は、各会計ともに資金不足が生じていないため、「—」で記載している。

5 総括的意見

令和2年度決算では、健全化判断比率のうち、実質赤字比率・連結実質赤字比率・将来負担比率については、国が示す基準には該当しない。

また、実質公債費比率については、基準を大幅に下回っているものの、これらの健全化判断比率は、地方公共団体の財政状況を示すひとつの判断基準にすぎないので、経常収支比率などの従来からの財政指標も含め、繰り返しとなるが、これらの健全化判断比率の算定基礎となる標準財政規模の推移に留意しながら、引き続き適正な財政運営に努められたい。

資金不足比率は、いずれの事業においても資金不足額はなく、国が示す経営健全化基準には該当しないが、一層の業務体制の簡素化・合理化を図りながら、より効率的な事業経営に努められたい。